

国選弁護人の事務に関する契約約款 新旧対照表

(下線は改正箇所)

■国選弁護人の事務に関する契約約款 本則

改正後(新)	改正前(旧)
<p style="text-align: center;">(国選弁護人の候補の指名に関する事項)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の指名打診は、第4条第1項の契約申込書により指定された連絡方法(第9条第1項の規定により連絡方法の変更の届出があったとき又は同条第3項の規定により変更の手続が行われたときは、変更後の連絡方法)によって行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(国選弁護人の候補の指名に関する事項)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の指名打診は、第4条第1項の契約申込書により指定された連絡方法(第9条第1項の規定により連絡方法の変更の届出があったときは、変更後の連絡方法)によって行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">(契約申込書記載事項等の変更の届出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>センターは、前2項の規定による届出がない場合においても、第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項又は所属弁護士会に変更があったことを知ったときは、これらの事項について変更の手続を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(契約申込書記載事項等の変更の届出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">(報告先に関する事項)</p> <p>第13条 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>前3条に規定する報告は、国選弁護人に選任された事件について指名通知を行った地方事務所(以下「指名等事務所」という。)に対して行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(届出先及び報告先に関する事項)</p> <p>第13条 <u>第9条第1項に規定する届出は、契約申込書を提出した地方事務所に対して行わなければならない。</u></p> <p><u>2 第9条第2項に規定する届出は、変更後の所属弁護士会に対応する地方事務所に対して行わなければならない。</u></p> <p>3 前3条に規定する報告は、国選弁護人に選任された事件について指名通知を行った地方事務所(以下「指名等事務所」という。)に対して行わなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(報告書に記載すべき事項)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(報告書に記載すべき事項)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

<p>6 上告審（刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第257条に規定する上告審としての事件受理の申立てに係る手続を含む。以下同じ。）の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が報酬及び費用を請求するときに前条第3項に規定する報告書に記載しなければならない事項については、前項の規定を準用する。この場合において、別表A5に「原審の判決手続の種類（即決被告事件、簡易裁判所事件、地方裁判所事件又は家庭裁判所事件の別）」とあるのは「第一審の判決手続の種類（即決被告事件、簡易裁判所事件、地方裁判所事件、家庭裁判所事件又は高等裁判所事件の別）」と、「控訴趣意書等」とあるのは「<u>上告趣意書等</u>」と、「<u>控訴審</u>」とあるのは「<u>上告審</u>」と、「<u>控訴が</u>」とあるのは「<u>上告若しくは上告審としての事件受理の申立てが</u>」と、「被告人と接見等を行うことなく控訴趣意書等を作成提出したとき（弁護人が被告人に対して接見又は打合せの<u>申入れ</u>をしていたときを除く。）」とあるのは「被告人と連絡をとることなく上告趣意書等を作成提出したとき」と読み替えるものとする。</p> <p>7 （略）</p>	<p>6 上告審（刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第257条に規定する上告審としての事件受理の申立てに係る手続を含む。以下同じ。）の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が報酬及び費用を請求するときに前条第3項に規定する報告書に記載しなければならない事項については、前項の規定を準用する。この場合において、別表A5に「原審の判決手続の種類（即決被告事件、簡易裁判所事件、地方裁判所事件又は家庭裁判所事件の別）」とあるのは「第一審の判決手続の種類（即決被告事件、簡易裁判所事件、地方裁判所事件、家庭裁判所事件又は高等裁判所事件の別）」と、「控訴趣意書等」とあるのは「<u>上告趣意書等</u>」と、「<u>控訴</u>」とあるのは「<u>上告若しくは上告審としての事件受理の申立て</u>」と、「被告人と接見等を行うことなく控訴趣意書等を作成提出したとき（弁護人が被告人に対して接見又は打合せの<u>申し入れ</u>をしていたときを除く。）」とあるのは「被告人と連絡をとることなく上告趣意書等を作成提出したとき」と読み替えるものとする。</p> <p>7 （略）</p>
<p>（第19条第3項に規定する期間内に報酬及び費用が請求された場合の手続）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>第1項及び前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項又は前項に規定する期間をそれぞれ7日以内に限り延長することができる。</u> <u>この場合において、センターは、当該一般国選弁護人契約弁護士に対し、遅滞なく、延長する日数及び延長の理由を相当と認める方法により</u></p>	<p>（第19条第3項に規定する期間内に報酬及び費用が請求された場合の手続）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（新設）</p>

<p><u>通知する。</u></p> <p><u>6</u> センターは、報酬及び費用を請求した一般国選弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、契約申込書により指定された預金口座又は貯金口座（第9条第1項の規定により預金口座又は貯金口座を変更する旨の届出があったときは、変更後の預金口座又は貯金口座。以下「指定口座」という。）に振り込む方法により、報酬及び費用を支払う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第2項の不服の申立てがあったとき <u>第4項</u>の通知をした日（<u>前項の規定により第4項に規定する期間が延長された場合には、延長後に同項の通知をした日</u>）の属する月の翌月20日</p>	<p><u>5</u> センターは、報酬及び費用を請求した一般国選弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、契約申込書により指定された預金口座又は貯金口座（第9条第1項の規定により預金口座又は貯金口座を変更する旨の届出があったときは、変更後の預金口座又は貯金口座。以下「指定口座」という。）に振り込む方法により、報酬及び費用を支払う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第2項の不服の申立てがあったとき <u>前項</u>の通知をした日の属する月の翌月20日</p>
<p>（第19条第3項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされなかった場合の手続）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 前条第2項から<u>第6項</u>までの規定は、前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p>	<p>（第19条第3項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされなかった場合の手続）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 前条第2項から<u>第5項</u>までの規定は、前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p>
<p>（第23条第1項の通知後、一般国選弁護士契約弁護士から同条第2項に規定する期間内に請求がない場合等の手続）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第22条第2項から<u>第6項</u>までの規定は、第4項第1号及び前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 一般国選弁護士契約弁護士が前条第2項に規定する請求をした場合であって、やむを得ない</p>	<p>（第23条第1項の通知後、一般国選弁護士契約弁護士から同条第2項に規定する期間内に請求がない場合等の手続）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第22条第2項から<u>第5項</u>までの規定は、第4項第1号及び前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 一般国選弁護士契約弁護士が前条第2項に規定する請求をした場合であって、やむを得ない</p>

<p>事由により第19条第3項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかったとは認められない場合において、当該一般国選弁護士契約弁護士が、判決の宣告によって選任に係る被告事件についてその審級における手続が終了したことを証する書面（控訴審又は上告審の被告事件の国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士にあっては、算定基準第38条第1項の控訴趣意書等（以下この約款の本則において「控訴趣意書等」という。））又は同基準第49条第1項の上告趣意書等（以下この約款の本則において「上告趣意書等」という。）を裁判所に提出したことを証する書面）を提出し、かつ同基準第17条第1項各号（控訴審において国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士にあっては同基準第40条各号、上告審において国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士にあっては同基準第53条各号）に掲げる事由がいずれもないと認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、同基準第36条第3項に定めるところにより当該一般国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額を算定し、当該算定に係る報酬及び費用の額及び内訳を通知する。</p> <p>9 第1項、第4項、第5項、第7項及び第8項に規定する通知に係る額の報酬及び費用の支払については、第22条第6項の規定を準用する。</p>	<p>事由により第19条第3項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかったとは認められない場合において、当該一般国選弁護士契約弁護士が、判決の宣告によって選任に係る被告事件についてその審級における手続が終了したことを証する書面（控訴審又は上告審の被告事件の国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士にあっては、算定基準第38条第1項の控訴趣意書等又は同基準第49条第1項の上告趣意書等を裁判所に提出したことを証する書面）を提出し、かつ同基準第17条第1項各号（控訴審において国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士にあっては同基準第40条各号、上告審において国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士にあっては同基準第53条各号）に掲げる事由がいずれもないと認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、同基準第36条第3項に定めるところにより当該一般国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額を算定し、当該算定に係る報酬及び費用の額及び内訳を通知する。</p> <p>9 第1項、第4項、第5項、第7項及び第8項に規定する通知に係る額の報酬及び費用の支払については、第22条第5項の規定を準用する。</p>
<p>（中間払いの手続等）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 センターは、普通国選弁護士契約弁護士から第5項の不服の申立てを受けたときは、中間払いに係る報酬及び費用を再度算定し、当該不服の申立てを受けた日から7日以内に、当該普通</p>	<p>（中間払いの手続等）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 センターは、普通国選弁護士契約弁護士から第5項の不服の申立てを受けたときは、中間払いに係る報酬及び費用を再度算定し、当該不服の申立てを受けた日から7日以内に、当該普通</p>

<p>国選弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を<u>通知する</u>。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>8 <u>第4項及び前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第4項又は前項に規定する期間をそれぞれ7日以内に限り延長することができる。</u> <u>この場合において、センターは、当該普通国選弁護士契約弁護士に対し、遅滞なく、延長する日数及び延長の理由を相当と認める方法により通知する。</u></p> <p>9 センターは、報酬及び費用の中間払いを請求した普通国選弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、指定口座に振り込む方法により、報酬及び費用の中間払いをする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第5項の不服の申立てがあったとき <u>第7項の通知をした日(前項の規定により第7項に規定する期間が延長された場合には、延長後に同項の通知をした日)</u>の属する月の翌月20日</p>	<p>国選弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を<u>通知しなければならない</u>。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8 センターは、報酬及び費用の中間払いを請求した普通国選弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、指定口座に振り込む方法により、報酬及び費用の中間払いをする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第5項の不服の申立てがあったとき <u>前項の通知をした日の属する月の翌月20日</u></p>
<p>(中間払い後の中間払い)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 前条第2項から<u>第9項</u>までの規定は、前項の請求について準用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(中間払い後の中間払い)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 前条第2項から<u>第8項</u>までの規定は、前項の請求について準用する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(記録謄写費用及び通訳人費用の中間払い)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 第29条第2項から<u>第9項</u>までの規定は、記録謄写費用及び通訳人費用の中間払いについて準用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(記録謄写費用及び通訳人費用の中間払い)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 第29条第2項から<u>第8項</u>までの規定は、記録謄写費用及び通訳人費用の中間払いについて準用する。</p> <p>3 (略)</p>

<p>(一般国選弁護士契約弁護士による解約)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般国選弁護士契約弁護士が一般国選弁護士契約を解約するときは、<u>センター</u>に対して解約申出書を提出しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(一般国選弁護士契約弁護士による解約)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般国選弁護士契約弁護士が一般国選弁護士契約を解約するときは、<u>契約の申込みを行った地方事務所</u>に対して解約申出書を提出しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p><u>附 則 (令和6年3月28日法務大臣変更認可)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この約款の変更は、<u>令和6年4月1日から施行する。ただし、変更後の算定基準第11条第3項及び第47条の規定並びに変更後の同基準別表G2の4の項の規定並びに附則第4条第1項から第4項までの規定は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。附則第4条において「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置の原則)</u></p> <p>第2条 <u>変更後の約款は、この附則に特別の定めがある場合を除き、施行期日後に裁判所等からの指名通知請求があった事件及び最初に公訴の提起があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(届出に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 <u>変更後の約款の施行期日前に変更前の第13条第1項又は第2項の規定により行われた届出は、それぞれ第9条第1項又は第2項の規定により行われた届出とみなす。</u></p> <p><u>(拘禁刑に関する経過措置)</u></p> <p>第4条 <u>刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪に関しては、変更後の算定基準第11条第3項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪とみなす。</u></p>	<p>(新設)</p>

- 2 原判決の宣告刑が死刑又は無期の懲役の事件
に関しては、変更後の算定基準第47条におい
て読み替えて準用する同基準第31条第4項
(第2号に係る部分に限る。)の規定の適用に
ついては、原判決の宣告刑が死刑又は無期の懲
役の事件は原判決の宣告刑が死刑又は無期拘禁
刑の事件とみなす。
- 3 原審の判決の内容が死刑又は無期の懲役の事
件に関しては、変更後の算定基準第54条にお
いて読み替えて準用する変更後の同基準第47
条において読み替えて準用する同基準第31条
第4項(第2号に係る部分に限る。)の規定の
適用については、原審の判決の内容が死刑又は
無期の懲役の事件は原審の判決の内容が死刑又
は無期拘禁刑の事件とみなす。
- 4 刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る
罪に関しては、変更後の算定基準別表G2の4
の項の規定の適用については、無期又は短期1
年以上の懲役又は禁錮の定めがある罪はそれぞ
れ無期又は短期1年以上の拘禁刑の定めがある
罪とみなす。
- 5 変更後の約款の施行の日から刑法等一部改正
法の施行の日の前日までの間における変更後の
算定基準別表G2の3-2の項の規定の適用に
ついては、同項中「無期拘禁刑」とあるのは、
「無期の懲役若しくは禁錮」とする。刑法等一
部改正法の施行の日後における刑法等一部改正
法の施行の前日にした行為に対する同項の規定
の適用についても、同様とする。

国選弁護人の事務に関する契約約款 新旧対照表

(下線は改正箇所)

■国選弁護人の事務に関する契約約款 本則別表A1、A4、A5、B

改正後(新)			改正前(旧)		
本則別表A1			本則別表A1		
番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項	番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(略) (6) 被疑者が鑑定のために留置されているときは、鑑定のために留置されている期間	1	報酬及び費用	(略) (6) 被疑者が <u>勾留の執行停止期間中</u> に鑑定のために留置されているときは、鑑定のために留置されている期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	<u>算定基準第30条第1項</u> に規定する特別成果加算報酬のうち、同基準別表G1番号1、1-2又は2に掲げるもの	(略)	5	<u>算定基準第30条</u> に規定する特別成果加算報酬のうち、同基準別表G1番号1、1-2又は2に掲げるもの	(略)
6	<u>算定基準第30条第1項</u> に規定する	当該報酬を請求する旨及び <u>算定基準別表G1番号3から6までの成</u>	6	<u>算定基準第30条</u> に規定する特別成	当該報酬を請求する旨及び <u>同基準別表G1番号3から6までの成果の欄</u>

	特別成果加算報酬のうち、同基準別表G 1 番号 3 から 6 までに掲げるもの	果の欄に掲げる成果（複数の成果があるときはそのすべて）の内容		果加算報酬のうち、同基準別表G 1 番号 3 から 6 までに掲げるもの	に掲げる成果（複数の成果があるときはそのすべて）の内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
本則別表 A 4			本則別表 A 4		
番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項	番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(略)	1	報酬及び費用	(略)
		(6) 国選弁護人に選任された被告事件が裁判員裁判事件（算定基準第 11 条第 4 項に規定する裁判員裁判事件をいう。以下この約款の本則において同じ。）であるときは、その旨、合議体の構成及び他の国選弁護人の有無			(6) 国選弁護人に選任された被告事件が算定基準第 11 条第 5 項に規定する裁判員裁判事件であるときは、その旨、合議体の構成及び他の国選弁護人の有無
		(略)			(略)
		(14) 公判前整理手続期日（刑事訴訟規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 32 号）第 178 条の 16 第 1 項に規定する打合せの期日を含む。以			(14) 公判前整理手続期日（刑事訴訟規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 32 号）第 178 条の 15 第 1 項に規定する打合せの期日を含む。以

		<p>下同じ。)又は期日間整理手続期日 <u>(第1回公判期日後に同項に規定する打合せに準じて行われる打合せの期日を含む。以下同じ。)</u>に出頭したときは、その日</p>			<p>下同じ。)又は期日間整理手続期日 に出頭したときは、その日</p>
		<p>(略)</p>			<p>(略)</p>
		<p>(19) 第1回公判期日の前に解任された普通国選弁護士契約弁護士、<u>第1回公判期日の前に公訴棄却の判決若しくは決定があったことにより活動を終了した普通国選弁護士契約弁護士又は第1回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたことにより活動を終了した普通国選弁護士契約弁護士が、被告人との接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき、記録の閲覧若しくは謄写を行ったとき、記録の十分な検討を行ったとき又は裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたときはその旨及び公判係属中に弁護士が辞任し又は解任された即</u></p>			<p>(19) 第1回公判期日の前に解任された普通国選弁護士契約弁護士又は第1回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたことにより活動を終了した普通国選弁護士契約弁護士が、被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき、記録の閲覧又は謄写を行ったとき、又は記録の十分な検討を行ったときは、その旨</p>

		<p><u>決被告事件以外の第一審の被告事件の後任弁護人に選任された場合において、当該選任の時点以後に選任に係る被告事件の実質公判期日がなかったことにより活動を終了した普通国選弁護人契約弁護士が、被告人との接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき、記録の閲覧若しくは謄写を行ったとき、記録の十分な検討を行ったとき又は裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたときはその旨</u></p>			
		(略)			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6	算定基準第30条第2項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨、並びに請求の内容に応じて、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実の内容、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実 _{に適用される罰条、刑の減輕又は免除の理由となった事実及び実質公判期日において争った事実} (少年法第	6	算定基準第30条第2項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨、並びに請求の内容に応じて、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実の内容、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実 _{に適用される罰条、刑の減輕又は免除の理由となった事実及び実質公判期日において争った事実}

		<u>55条に基づく家庭裁判所への移送を主張したことを含む。)</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8	算定基準第30条第4項及び第5項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨及び算定基準別表G3の成果の欄に掲げる成果(複数の成果があるときはそのすべて)の内容(同基準第30条第5項の場合にあつては、普通国選弁護士が、選任に係る被告事件について、当該成果に係る事実を証明する書面を取得した後、当該書面が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられるよりも前に解任され、被告人又は後任の弁護士に当該書面を引き継いだ旨)	8	算定基準第30条第4項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨及び同基準別表G3番号1から4までの成果の欄に掲げる成果(複数の成果があるときはそのすべて)の内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
本則別表A5			本則別表A5		
番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項	番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(略)	1	報酬及び費用	(略)
		(削る)			<u>(5)原審の記録の丁数が1000を超えるときはその丁数</u>

		<p><u>(5) ~ (7)</u> (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(8)・(9)</u> (略)</p> <p><u>(10) 普通国選弁護士契約弁護士が控訴趣意書等の提出前に、国選弁護人を解任された場合、選任に係る控訴審の被告事件に公訴棄却の判決若しくは決定があった場合若しくは控訴が取り下げられた場合又は前任弁護士が控訴趣意書等を提出した後に解任された控訴審の被告事件の後任弁護士に選任された場合において、被告人との接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき、接見等をせず、<u>接見若しくは打合せの申入れ</u>を行ったとき、<u>原審の記録の閲覧、謄写若しくは原審弁護士からの謄写記録の引継ぎを行ったとき、原審の記録の十分な検討を行ったとき又は裁判所に意見書そ</u></u></p>			<p><u>(6) ~ (8)</u> (略)</p> <p><u>(9) 整理手続期日に出頭したときは、その日</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> (略)</p> <p><u>(12) 控訴趣意書等の提出前に、控訴が取り下げられ又は解任された場合で、被告人との接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき、接見等をせず、<u>接見又は打合せの申し入れ</u>を行ったとき、<u>原審の記録の閲覧、謄写又は原審弁護士からの謄写記録の引継ぎを行ったとき又は原審の記録の十分な検討を行ったときは、その旨</u></u></p>
--	--	--	--	--	---

		<p><u>の他これに準ずる書面の提出をしたときは、その旨</u></p> <p>(11) <u>記録の閲覧、謄写及び原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく、控訴趣意書等を作成提出したとき又は被告人と接見等を行うことなく控訴趣意書等を作成提出したとき（弁護人が被告人に対して接見又は打合せの<u>申し入れ</u>をしていたときを除く。）は、その旨</u></p> <p>(12) (略)</p>			<p>(13) <u>記録の閲覧、謄写及び原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく、控訴趣意書等を作成提出したとき又は被告人と接見等を行うことなく控訴趣意書等を作成提出したとき（弁護人が被告人に対して接見又は打合せの<u>申し入れ</u>をしていたときを除く。）は、その旨</u></p> <p>(14) (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6	算定基準第 30 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別成果加算報酬	(1) 当該報酬を請求する旨、並びに請求の内容に応じて、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実の内容、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実 _{に適用される罰条、刑の減軽又は免除の理由となった事実及び実質公判期日において争った事実} (<u>少年法第 55 条に基づく家庭裁判所への移送を主張したことを含む。</u>)	6	算定基準第 30 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別成果加算報酬	(1) 当該報酬を請求する旨、並びに請求の内容に応じて、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実の内容、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実 _{に適用される罰条、刑の減軽又は免除の理由となった事実及び実質公判期日において争った事実}

		(略)			(略)
7	算定基準第 30 条第 4 項及び第 5 項 (同基準第 44 条第 2 項に規定する場合を含む。) に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨及び算定基準別表 G 3 の成果の欄に掲げる成果 (複数の成果があるときはそのすべて) の内容 (同基準第 30 条第 5 項の場合にあっては、普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件について、当該成果に係る事実を証明する書面を取得した後、当該書面が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられるよりも前に解任され、被告人又は後任の弁護士に当該書面を引き継いだ旨)	7	算定基準第 30 条第 4 項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨及び同基準別表 G 3 番号 1 から 4 までの成果の欄に掲げる成果 (複数の成果があるときはそのすべて) の内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
16	算定基準第 38 条第 3 項 (同基準第 41 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) に規定する基礎報酬	当該報酬を請求する旨及び算定基準第 38 条第 3 項各号に掲げる事由の種類	(新設)		

17	算定基準第 49 条第 2 項(同基準第 54 条において読み替えて準用する同基準第 41 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する基礎報酬	当該報酬を請求する旨及び算定基準第 49 条第 2 項各号に掲げる事由の種類	(新設)
----	---	--	------

本則別表 B			本則別表 B		
番号	請求する報酬及び費用	疎明資料	番号	請求する報酬及び費用	疎明資料
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)			2	原審の記録の丁数が 1000 を超える控訴審又は上告審の被告人に選任された普通国選弁護士に当	原審の記録の丁数を疎明する資料

				該記録の丁数に 応じた基礎報酬	
2	(略)	(略)	2-2	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	算定基準別表 G 1 番号 3 から 6 ま でに掲げる特別 成果加算報酬	減刑嘆願書(被疑者又は被告人を宥 恕し寛大な処分を求める内容の文 書をいう。以下同じ。)の写し、損害 賠償をした事実を疎明する書面の 写し又は和解契約書の写し及びこ れらの書面の原本若しくは写しが 検察官に提出されたことを疎明す る資料	4	算定基準別表 G 1 番号 3 から 6 ま でに掲げる特別 成果加算報酬	減刑嘆願書の写し、損害賠償をした 事実を疎明する書面の写し又は和解 契約書の写し及びこれらの書面の原 本若しくは写しが検察官に提出され たことを疎明する資料
5	算定基準第 30 条 第 2 項に規定す る特別成果加算 報酬	公訴事実又は刑の減免事由の不存 在を争ったこと(少年法第 55 条に 基づく家庭裁判所への移送を主張 したことを含む。)を疎明する資料	5	算定基準第 30 条 第 2 項に規定す る特別成果加算 報酬	公訴事実又は刑の減免事由の不存 在を争ったことを疎明する資料
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	算定基準第 30 条 第 4 項に規定す る特別成果加算 報酬	減刑嘆願書の写し若しくは被害者 等(被害者、被害者が死亡した場合 の被害者の相続人、被害者が未成年 である場合又は被害者の精神に重 大な故障がある場合の被害者の法 定代理人及びこれに準ずる者をい	7	算定基準第 30 条 第 4 項に規定す る特別成果加算 報酬	減刑嘆願書の写し、損害賠償をした 事実を疎明する書面の写し又は和解 契約書の写し及びこれらの書面の原 本若しくは写しが公判において証拠 として取り調べられたことを疎明す る資料

		<p>う。以下同じ。)が公判手続において減刑嘆願証言(被疑者又は被告人を宥恕し寛大な処分を求める内容の証言をいう。以下同じ。)をした事実を疎明する裁判書謄本、証人尋問調書若しくは刑事訴訟規則第 52 条の 21 所定の書面の写し、損害賠償をした事実を疎明する書面の写し又は和解契約書の写し及びこれらの書面(被害者等が公判手続において減刑嘆願証言をした事実を疎明する裁判書謄本、証人尋問調書及び刑事訴訟規則第 52 条の 21 所定の書面を除く。)の原本又は写しが公判手続において証拠として取り調べられたことを疎明する資料</p>			
8	<p>算定基準第 30 条第 5 項に規定する特別成果加算報酬</p>	<p>減刑嘆願書の写し、損害賠償をした事実を疎明する書面の写し又は和解契約書の写し及びこれらの書面の原本又は写しを被告人又は後任の弁護人に引き継いだことを疎明する資料</p>	(新設)		

<u>9</u> ~	(略)	(略)	<u>8</u> ~	(略)	(略)
<u>17</u>			<u>16</u>		

国選弁護人の事務に関する契約約款 新旧対照表

(下線は改正箇所)

■国選弁護人の事務に関する契約約款 別紙算定基準

改正後(新)	改正前(旧)
<p>(被告人の国選弁護人の報酬及び費用)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の刑事訴訟法の規定に基づき、重大合議事件(裁判所法第26条第2項第2号に掲げる被告事件であり、<u>死刑若しくは無期拘禁刑に当たる罪に係る被告事件又は故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る被告事件</u>であって、次項の裁判員裁判事件以外のものをいう。以下同じ。)の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 第2項の刑事訴訟法の規定に基づき、裁判員裁判事件(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第2条第1項に規定する裁判員の参加する合議体で<u>取り扱う</u>被告事件をいう。以下同じ。)の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(被告人の国選弁護人の報酬及び費用)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の刑事訴訟法の規定に基づき、重大合議事件(裁判所法第26条第2項第2号に掲げる被告事件であり、死刑又は無期の懲役若しくは<u>禁錮</u>に当たる罪に係る被告事件又は故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る被告事件であって、次項の裁判員裁判事件以外のものをいう。以下同じ。)の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 第2項の刑事訴訟法の規定に基づき、裁判員裁判事件(<u>重大合議事件であって</u>、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第2条第1項に規定する裁判員の参加する合議体で<u>取り扱われた</u>被告事件をいう。以下同じ。)の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(被疑者の国選弁護人の基礎報酬)</p> <p>第12条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に基礎報酬を支給する。当該各号のいずれにも該当するときは、接見、電話交通又は準接見の回数を通算して基礎報酬を支給する。</u></p> <p>二 被疑者弁護期間(初回の接見、電話交通又</p>	<p>(被疑者の国選弁護人の基礎報酬)</p> <p>第12条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、<u>被疑者弁護期間(初回の接見、電話交通又は準接見が行われた日を初日とし、被疑者が釈放(勾留の執行停止による)を除く。以下同じ。)</u>若しくは起訴され又は家庭裁判所に送致された日(その日以前に国選弁護人を解任されたときは解任の日)を最</p>

<p>は準接見が行われた日を初日とし、被疑者が釈放若しくは起訴され又は家庭裁判所に送致された日（その日以前に国選弁護人を解任されたときは解任の日）を最終日とする期間で、<u>勾留の執行停止期間を除いた期間をいう。以下同じ。）中に選任に係る被疑事件の被疑者と接見、電話交通又は準接見をしたとき。</u></p> <p>二 <u>選任に係る被疑事件の被疑者が鑑定のために留置されている場合において、その鑑定留置弁護期間（初回の接見、電話交通又は準接見が行われた日を初日とし、鑑定留置が終了した日（その日以前に国選弁護人を解任されたときは解任の日）を最終日とする期間をいう。以下同じ。）中に当該被疑者と接見、電話交通又は準接見をしたとき。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 基準接見回数は、算定基準別表B 1に掲げる弁護期間に応じて、当該別表に定める回数とする。ただし、<u>第1項第2号に規定する場合には、鑑定留置弁護期間を7で除して得た日数（その日数が20日を超えるときは、20日。以下この項において同じ。）を、当該日数が被疑者弁護期間を超えるときは当該日数を当該別表における被疑者弁護期間として取り扱う。</u></p> <p>5 （略）</p>	<p><u>終日とする期間で、勾留の執行停止期間を除いた期間をいう。以下同じ。）中に選任に係る被疑事件の被疑者と接見、電話交通又は準接見をしたとき、又は選任に係る被疑事件の被疑者の勾留の執行が停止され、当該被疑者が鑑定のために留置されている場合において、その勾留の執行の停止期間中に当該被疑者と接見、電話交通又は準接見をしたときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に基礎報酬を支給する。選任に係る被疑事件について、被疑者が勾留を伴うことなく鑑定のために留置されている場合において、その鑑定留置弁護期間（初回の接見、電話交通又は準接見が行われた日を初日とし、鑑定留置が終了した日（その日以前に国選弁護人を解任されたときは解任の日）を最終日とする期間をいう。以下同じ。）中に当該被疑者と接見、電話交通又は準接見をしたときも同様とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 基準接見回数は、算定基準別表B 1に掲げる弁護期間に応じて、当該別表に定める回数とする。ただし、<u>第1項後段に規定する場合には、鑑定留置弁護期間を7で除して得た日数（当該日数が20日を超える場合は20日とする。）を、当該別表における被疑者弁護期間として取り扱う。</u></p> <p>5 （略）</p>
<p><u>（整理手続期日に対する加算報酬に関する特則）</u></p> <p>第21条の2 <u>普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項の規定により同項の合議体で取り扱うべき事件に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき前条第1項の整</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>理手続期日に対する加算報酬の額は、当該普通国選弁護士契約弁護士が出頭した当該事由が生じる前の同項の整理手続期日及び当該事由が生じた同項の整理手続期日については、算定基準別表Fに掲げる選任に係る被告事件の種類を裁判員裁判事件として算定した額とする。</u></p> <p><u>一 第1回公判期日前に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項又は第3条の2第1項の決定があったとき。</u></p> <p><u>二 第1回公判期日前に刑事訴訟法第312条の規定により罰条が撤回又は変更されたため、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項の規定により同項の合議体で取り扱うべき事件に該当しなくなったとき。</u></p>	
<p>(遠距離接見等加算報酬)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件の手続期日への出席又は国選被害者参加事件の公判期日等への出席のための出張を兼ねる場合であって、当該遠距離移動に対して、これらの事件に関して日当が支給されるときは、最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。</p>	<p>(遠距離接見等加算報酬)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手続期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねる場合であって、当該遠距離移動に対して、これらの事件に関して日当が支給されるときは、最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。</p>
<p>(特別成果加算報酬)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る事件について、算定基準別表G2の成果の欄に定める内容の<u>裁判</u>を得た場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、当該別表に定める限度額の範囲内において、当該普通国選弁護士契約弁護士に支</p>	<p>(特別成果加算報酬)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る事件について、算定基準別表G2の成果の欄に定める内容の<u>判決</u>を得た場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、当該別表に定める限度額の範囲内において、当該普通国選弁護士契約弁護士に支</p>

給すべき通常報酬の額に、当該別表に定める率を乗じて算出した額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、普通国選弁護士契約弁護士が公訴事実を争わずに同基準別表G 2の番号3、3-2又は4に掲げる成果をあげたとき又は刑の減輕若しくは免除の事由があることを争点として弁護活動することなく同別表の番号5に掲げる成果をあげたときは、当該特別成果加算報酬は支給しない。

3 (略)

4 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件について、判決の罪となるべき事実(当該普通国選弁護士契約弁護士が判決宣告前に解任されたときは、起訴状記載の公訴事実。以下同じ。)に摘示された損害について、被害者に関し、算定基準別表G 3の成果の欄に定める内容の成果に向けた交渉その他の活動を行い、当該成果をあげた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面又は証人が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられ、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に対し、当該別表の定めるところに従い、当該別表の特別成果加算報酬の額の欄に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る被告事件が交通事故に関する被告事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、当該特別成果加算報酬は支給しない。

5 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件について、公訴事実に摘示された損害について、被害者に関し、算定基準別表G 3の成果の欄に定める内容の成果に

給すべき通常報酬の額に、当該別表に定める率を乗じて算出した額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、普通国選弁護士契約弁護士が公訴事実を争わずに同基準別表G 2の番号3又は4に掲げる成果をあげたとき又は刑の減輕若しくは免除の事由があることを争点として弁護活動することなく同別表の番号5に掲げる成果をあげたときは、当該特別成果加算報酬は支給しない。

3 (略)

4 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件について、判決の罪となるべき事実に摘示された損害について、被害者に関し、算定基準別表G 3の成果の欄に定める内容の成果をあげた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられ、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に対し、当該別表の定めるところに従い、当該別表の特別成果加算報酬の額の欄に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る被告事件が交通事故に関する被告事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、当該特別成果加算報酬は支給しない。

(新設)

<p><u>向けた交渉その他の活動を行い、当該成果をあげた場合において、当該成果に係る事実を証明する書面が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられるよりも前に当該普通国選弁護士契約弁護士が解任され、当該書面を被告人又は後任の弁護士に引き継いだ場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に対し、前項の例により、特別成果加算報酬を支給する。</u></p>	
<p>(記録謄写費用)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 普通国選弁護士契約弁護士が、次の各号に掲げる第一審の被告事件の国選弁護人に選任され、当該被告事件の記録を謄写し、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、謄写枚数の全部について、当該普通国選弁護士契約弁護士に記録謄写費用を支給することとし、その額は、前3項の規定にかかわらず、謄写枚数1枚につき、40円(カラー謄写をしたときはカラー謄写1枚につき100円)又は当該普通国選弁護士契約弁護士が記録謄写のために現に支払った額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 記録の枚数が2000を超える事件</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>(記録謄写費用)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 普通国選弁護士契約弁護士が、次の各号に掲げる第一審の被告事件の国選弁護人に選任され、当該被告事件の記録を謄写し、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、謄写枚数の全部について、当該普通国選弁護士契約弁護士に記録謄写費用を支給することとし、その額は、前3項の規定にかかわらず、謄写枚数1枚につき、40円(カラー謄写をしたときはカラー謄写1枚につき100円)又は当該普通国選弁護士契約弁護士が記録謄写のために現に支払った額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 記録の丁数が2000を超える事件</p> <p>5～9 (略)</p>
<p>(遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件の手続期日への出席又は国選被害者参加事件の公判期日等への出席</p>	<p>(遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手続期日への出席又は被害者参加人</p>

<p>のための出張を兼ねるときは、本件の遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料並びに他の事件の旅費及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>が出席することができる公判期日</u>への出席のための出張を兼ねるときは、本件の遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料並びに他の事件の旅費及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(手続期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 手続期日等への出頭のための出張が他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件の<u>手続期日への出席又は国選被害者参加事件の公判期日等への出席のための出張を兼ねるときは</u>、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(手続期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 手続期日等への出頭のための出張が他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の<u>手続期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日</u>への出席のための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(訴訟準備費用)</p> <p>第35条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、選任に係る事件に関して、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料又は行政機関が発行する証明書の発行手数料 (<u>行政機関が保有すべき情報を法令に基づき提供する役務に係る手数料を含む。次項において同じ。)</u>を支出し、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、3万円を限度として、訴訟準備費用として、当該一般国選弁護人契約弁護士が現に支払った額を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(訴訟準備費用)</p> <p>第35条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、選任に係る事件に関して、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料又は行政機関が発行する証明書の発行手数料を支出し、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、3万円を限度として、訴訟準備費用として、当該一般国選弁護人契約弁護士が現に支払った額を支給する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(この約款に定める請求が<u>なかった</u>ときの報酬)</p>	<p>(この約款に定める請求が<u>されなかった</u>ときの報酬)</p>

<p>及び費用の算定等)</p> <p>第36条 国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、選任に係る被疑事件又は被告事件の報酬及び費用を請求しなかったときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>報酬及び費用の算定等)</p> <p>第36条 国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、選任に係る被疑事件又は被告事件の報酬及び費用を請求をしなかったときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(報酬及び費用の種類)</p> <p>第37条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③(2)、<u>(4)</u>、⑥、ウ及びエ</p> <p>二 (略)</p>	<p>(報酬及び費用の種類)</p> <p>第37条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③(2) <u>から(4)まで</u>、⑥、ウ及びエ</p> <p>二 (略)</p>
<p>(基礎報酬)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、普通国選弁護人契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同項各号に定める額</u>に、<u>次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)を加算した額とする。</u></p> <p>一 <u>控訴審において、公訴事実を争い、又は刑事訴訟法第335条第2項の事実を主張するとき(少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送を主張するときを含む。)</u> <u>前項各号に定める額の10%の額</u></p> <p>二 <u>原審が裁判員裁判事件であるとき</u> <u>前項各</u></p>	<p>(基礎報酬)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>原審の記録の丁数が1000を超える場合であつて、普通国選弁護人契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>一 <u>原審の記録の丁数が1000を超え5000以下のとき</u> <u>前項各号に定める額の150%の額</u></p> <p>二 <u>原審の記録の丁数が5000を超え1万以</u></p>

<p>号に定める額の50%の額</p> <p>三 検察官が控訴した事件（当事者双方が控訴した場合を含む。）であるとき 前項各号に定める額の50%の額</p>	<p>下のとき 前項各号に定める額の200%の額</p> <p>三 原審の記録の丁数が1万を超えるととき 前項各号に定める額の300%の額</p>
<p>（控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が原審の国選弁護人を務めていなかった場合の基礎報酬の算定の特則）</p> <p>第39条 控訴審の被告事件の国選弁護人を務めた普通国選弁護人契約弁護士が、当該被告事件の被告人の原審の被告事件の国選弁護人を務めていなかったときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき控訴審の被告事件の国選弁護人としての基礎報酬の額は、前条第2項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額に1万7000円を加えた額とする。</p>	<p>（控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が第一審の国選弁護人を務めていなかった場合の基礎報酬の算定の特則）</p> <p>第39条 控訴審の被告事件の国選弁護人を務めた普通国選弁護人契約弁護士が、当該被告事件の被告人の第一審の被告事件の国選弁護人を務めていなかったときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき控訴審の被告事件の国選弁護人としての基礎報酬の額は、前条第2項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額に1万7000円を加えた額とする。</p>
<p>（一定の事由がある場合の基礎報酬の算定に関する特則）</p> <p>第40条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、算定基準第38条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同条第2項各号に掲げる基礎報酬（前条の規定が適用される場合には適用後の額）の50%の額とし、重大案件加算報酬及び特別案件加算報酬は支給しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 被告人と接見、電話交通及び打合せを行うことなく控訴趣意書等を作成したとき（普通国選弁護人契約弁護士が被告人に対して接見又は打合せの申入れをし、当該普通国選弁護人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により接見、電話交通及び打合せをする</p>	<p>（一定の事由がある場合の基礎報酬の算定に関する特則）</p> <p>第40条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、算定基準第38条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同条第2項各号に掲げる基礎報酬（前条の規定が適用される場合には適用後の額）の50%の額とし、重大案件加算報酬及び特別案件加算報酬は支給しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 被告人と接見、電話交通及び打合せを行うことなく控訴趣意書等を作成したとき（普通国選弁護人契約弁護士が被告人に対して接見、電話交通又は打合せの申入れをし、当該普通国選弁護人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により接見、電話交通及び</p>

<p>に至らなかったときを除く。)</p>	<p>打合せをするに至らなかったときを除く。)</p>
<p>(控訴の取下げ等の場合の基礎報酬)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 前項の基礎報酬の額は、算定基準別表A4に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とする。</p> <p>3 <u>第1項の場合において、算定基準第38条第3項各号のいずれかに該当する場合であつて、普通国選弁護士契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわらず、同条第3項の規定を準用する。この場合において、同項に「同項各号」及び「前項各号」とあるのは、「算定基準別表A4に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(控訴の取下げ等の場合の基礎報酬)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 前項の基礎報酬の額は、算定基準別表A5の記録の丁数の欄及び活動内容の欄に掲げる区分に従い、当該別表の<u>基礎報酬の額の欄</u>に定める額とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(控訴審公判加算報酬)</p> <p>第42条 控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が選任に係る被告事件の実質公判期日又は判決宣告期日等に出頭したときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に控訴審公判加算報酬を支給する。</p> <p>2 前項の控訴審公判加算報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(控訴審公判加算報酬)</p> <p>第42条 控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が選任に係る被告事件の実質公判期日、<u>整理手続期日</u>又は判決宣告期日等に出頭したときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に控訴審公判加算報酬を支給する。</p> <p>2 前項の控訴審公判加算報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>整理手続期日に対する加算報酬</u> <u>出頭した期日の回数×1万9000円</u></p> <p>三 (略)</p>
<p>(特別成果加算報酬)</p> <p>第44条 第一審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が算定基準第30条第2項、<u>第4項又は第5項</u>に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当</p>	<p>(特別成果加算報酬)</p> <p>第44条 第一審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が算定基準第30条第2項<u>又は第4項</u>に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当該被告事</p>

<p>該被告事件の控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。</p> <p><u>2 刑事訴訟法第397条第2項の規定により原判決が破棄されたときは、前項の規定にかかわらず、当該被告事件の控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に、同一の事由による特別成果加算報酬を支給する。</u></p>	<p>件の控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(準用規定)</p> <p>第47条 前章の簡易裁判所以外の裁判所の第一審の被告事件（即決被告事件及び裁判員裁判事件を除く。）の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用に関する規定（算定基準第16条を除く。）は、この章に特別の定めがあるものを除いて、その性質に反しない限り、控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用の額の算定についてこれを準用する。この場合において、同基準第31条第4項第2号に「法定刑に死刑の定めがある罪に係る」とあるのは「<u>原判決の宣告刑が死刑又は無期拘禁刑の</u>」と、同基準第36条第3項に「選任に係る被告事件が係属した裁判所の種類及び当該被告事件の種類に応じて、公判前整理手続に付されないものとして（当該被告事件が裁判員裁判事件である場合は公判前整理手続の回数が1回として）」とあるのは「算定基準第38条第2項及び同基準第39条の定めるところにより」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第47条 前章の簡易裁判所以外の裁判所の第一審の被告事件（即決被告事件及び裁判員裁判事件を除く。）の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用に関する規定（算定基準第16条を除く。）は、この章に特別の定めがあるものを除いて、その性質に反しない限り、控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用の額の算定についてこれを準用する。この場合において、同基準第31条第4項第2号に「法定刑に死刑の定めがある罪に係る」とあるのは「<u>原判決の宣告刑が死刑又は無期の懲役の</u>」と、同基準第36条第3項に「選任に係る被告事件が係属した裁判所の種類及び当該被告事件の種類に応じて、公判前整理手続に付されないものとして（当該被告事件が裁判員裁判事件である場合は公判前整理手続の回数が1回として）」とあるのは「算定基準第38条第2項及び同基準第39条の定めるところにより」と読み替えるものとする。</p>
<p>(基礎報酬)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 <u>前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合であって、普通国選弁護人契約弁</u></p>	<p>(基礎報酬)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 <u>原審の記録の丁数が1000を超える場合であって、普通国選弁護人契約弁護士から申出が</u></p>

<p>護士から申出があるときは、<u>同項</u>の規定にかかわらず、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、<u>同項各号に定める額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）を加算した額とする。</u></p> <p>一 <u>上告審において、公訴事実を争い、又は刑事訴訟法第335条第2項の事実を主張するとき（少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送を主張するときを含む。）</u> <u>前項各号に定める額の10%の額</u></p> <p>二 <u>第一審が裁判員裁判事件であるとき</u> <u>前項各号に定める額の50%の額</u></p> <p>三 <u>検察官が上告した事件（当事者双方が上告した場合を含む。）であるとき</u> <u>前項各号に定める額の50%の額</u></p>	<p>あるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 <u>原審の記録の丁数が1000を超え5000以下のとき</u> <u>前項各号に定める額の150%の額</u></p> <p>二 <u>原審の記録の丁数が5000を超え1万以下のとき</u> <u>前項各号に定める額の200%の額</u></p> <p>三 <u>原審の記録の丁数が1万を超えるとき</u> <u>前項各号に定める額の300%の額</u></p>
<p>(準用規定)</p> <p>第54条 第3章の規定は、この章に特別の定めのある場合を除いて、その性質に反しない限り、上告審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額の算定についてこれを準用する。この場合において、算定基準<u>第41条第3項に「第38条第3項各号」とあるのは「第49条第2項各号」と、「同条第3項」とあるのは「同条第2項」と、同基準第47条に「<u>原判決の宣告刑</u>」とあるのは「<u>原審の判決の内容</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(準用規定)</p> <p>第54条 第3章の規定は、この章に特別の定めのある場合を除いて、その性質に反しない限り、上告審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額の算定についてこれを準用する。この場合において、算定基準<u>第31条第4項第2号に「法定刑に死刑の定めがある罪に係る」とあるのは「原審の判決の内容が死刑又は無期の懲役の」と読み替えるものとする。</u></p>

国選弁護人の事務に関する契約約款 新旧対照表

(下線は改正箇所)

■国選弁護人の事務に関する契約約款 別紙算定基準別表A4、A5、G1、G2、G3

改正後(新)			改正前(旧)		
別表A4			別表A4		
番号	活動内容	基礎報酬の額	番号	活動内容	基礎報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>6</u>	<u>被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討し、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたとき</u>	<u>¥30,000</u>	(新設)		
<p>※ 普通国選弁護人契約弁護士が、被告人に接見若しくは打合せの<u>申入れ</u>をし、当該普通国選弁護人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により被告人と接見、電話交通及び打合せをすることができなかった場合又は被告人と接見、電話交通及び打合せをせず、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をした場合であって、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、その活動内容に応じて、番号1、4、<u>5</u>又は<u>6</u>に準じて、当該各番号の欄の基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。</p>			<p>※ 普通国選弁護人契約弁護士が、被告人に接見若しくは打合せの<u>申し入れ</u>をし、当該普通国選弁護人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により被告人と接見、電話交通及び打合せをすることができなかった場合、又は被告人と接見、電話交通及び打合せをせず、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をした場合であって、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、その活動内容に応じて、番号1、4又は<u>5</u>に準じて、当該各番号の欄の基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。</p>		
(削る)			別表A5 (略)		

別表G 1				別表G 1								
番号	活動内容	成果	特別成果加算報酬の額		番号	活動内容	成果	特別成果加算報酬の額				
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)				
3	被疑事実に係る被害者等からの減刑嘆願書の取得、当該被害者等に対する損害賠償又は当該被害者等との和解契約の締結に向けた交渉その他の活動	被疑事実に係る被害に関して、被害者等からの減刑嘆願書の取得	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥5,000	3	被疑事実に係る被害者等（被害者、被害者が死亡した場合の被害者の相続人、被害者が未成年である場合又は被害者の精神に重大な故障がある場合の被害者の法定代理人及びこれに準じる者をいう。以下同じ。）からの減刑嘆願書	被疑事実に係る被害に関して、被害者等からの減刑嘆願書の取得	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害者の数で除して得た額	¥5,000	
			B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥500				被疑事実に係る被害者が2人	被疑事実に係る被害者	¥6,000	
4		被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害の50%相当額以上の	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥10,000	4		被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害の50%相当額以上の	被疑事実に係る被害者が1人		被疑事実に係る被害者	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害者の数で除して得た額
			B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当	¥1,000				被疑事実に係る被害者が3人	被疑事実に係る被害者が4人以上		¥7,000
											¥8,000	
											¥12,000	

		損害の賠償		該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算			(被疑者又は被告人を宥恕し寛大な処分を求める内容の文書をいう。)	損害の賠償	被疑事実に係る被害者が3人		¥14,000
									被疑事実に係る被害者が4人以上		¥16,000
5		被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害の100%相当額以上の損害の賠償	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥20,000	5	以下同じ。)の取得、当該被害者等に対する損害賠償又は当該被害者等との和解契約の締結に向けた交渉その他の活動	被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害について実質的な賠償	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害	¥20,000
			B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥2,000				被疑事実に係る被害者が2人	者の数で除して得た額	¥24,000
									被疑事実に係る被害者が3人		¥28,000
									被疑事実に係る被害者が4人以上		¥32,000
6		被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被っ	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥30,000	6		被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被っ	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害	¥30,000

		たすべての 損害につい て、被害者等 との間での 和解契約の 成立	B	2人目以降の被害 者との間で、左の成 果をあげたとき、当 該成果の生じた被 害者1人につき右 の額を加算	¥3,000			たすべての 損害につい て、被害者等 との間での 和解契約の 成立	被疑事実に 係る被害者 が2人	者の数で除 して得た額	¥36,000
									被疑事実に 係る被害者 が3人		¥42,000
									被疑事実に 係る被害者 が4人以上		¥48,000

※ 番号1、1-2又は2の活動内容に掲げる活動をし、当該活動に対する特別成果加算報酬（以下この表において「身柄釈放加算報酬」という。）が支給され、かつ、番号3から6までの活動内容に掲げる活動をし、当該活動に対する特別成果加算報酬（以下この表において「被疑者段階の示談等加算報酬」という。）が支給される場合は、身柄釈放加算報酬の額と被疑者段階の示談等加算報酬の額のうち、いずれか高いもののみを支給する。

※ 番号3から6までについて、被害者1人について、これらが掲げる成果のうち複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号3から6までに掲げる複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いものを1人目の被害者としてA欄の特別成果加算報酬の額を加算し、2人目以降の被害者に係る成果はその番号に応じてB欄の特別成果加算報酬の額を順次加算

※ 番号3から6までについては、番号1、1-2又は2の活動内容に掲げる活動をし、当該活動に対する特別成果加算報酬が支給される場合を除く。

※ 番号3から6までについて、被害者1人について、これらが掲げる成果のうち複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号3から6までに掲げる複数の成果をあげたときは、次の①から⑦までに定める方法により特別成果加算報酬の額を算定する。

① 最も高い番号の成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬

<p>する方法により、特別成果加算報酬の額を算定する。</p>	<p>酬を算定する。</p> <p>② 最も高い番号の成果を2番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。</p> <p>③ 最も高い番号の成果及び2番目に高い番号の成果を3番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。</p> <p>④ 最も高い番号の成果、2番目に高い番号の成果及び3番目に高い番号の成果を4番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。</p> <p>⑤ 被疑事実に係るすべての被害者について、最も低い番号の成果をあげた場合の特別成果加算報酬を算定する(被疑事実に係る被害者の一部について番号3から6までに掲げる成果がないときは0円と算定する。)</p> <p>⑥ ①から⑤までの額を比べ、最も高い額を特別成果加算報酬の額とする。</p> <p>⑦ ただし、番号4から6までに掲げる成果が含まれる場合で、被疑事実に係るすべての損害の50%相当分以上の損害の賠償をしたときは、⑥で算定される特別成果加算報酬の額と1万円とを比べ、高い方の額を特別成果加算報酬の額とする。</p>
---------------------------------	--

別表G 2

番号	成果	特別成果加算報酬の割合
(略)	(略)	(略)

別表G 2

番号	成果	特別成果加算報酬の割合
(略)	(略)	(略)

2	(略)	50%	2	(略)	50%
2-2	少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送決定がされたとき		(新設)		
3	(略)	30%	3	(略)	30%
3-2	法定刑が死刑又は無期拘禁刑のみである罪に係る公訴事実に対して、判決で、それ以外の罪に係る犯罪事実が認定されたとき		(新設)		
4	法定刑に死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑の定めがある罪に係る公訴事実に対して、判決で、それ以外の罪に係る犯罪事実が認定されたとき		4	法定刑に死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮の定めがある罪に係る公訴事実に対して、判決で、それ以外の罪に係る犯罪事実が認定されたとき	
5	(略)		5	(略)	
<p>※ 番号3から5までについては、番号1、2又は2-2に掲げる成果をあげ、当該成果に対する特別成果加算報酬が支給される場合を除く。</p> <p>※ 番号3から5までに掲げる複数の成果をあげたときは、いずれか一つの成果に対する特別成果加算報酬のみを支給する。</p> <p>※ 番号1については50万円、番号2及び2-2については30万円、番号3から5までについては20万円を限度額とする。</p>			<p>※ 番号3から5までについては、番号1又は2に掲げる成果をあげ、当該成果に対する特別成果加算報酬が支給される場合を除く。</p> <p>※ 番号3から5までに掲げる複数の成果をあげたときは、いずれか一つの成果に対する特別成果加算報酬のみを支給する。</p> <p>※ 番号1については50万円、番号2については30万円、番号3から5までについては20万円を限度額とする。</p>		
別表G3			別表G3		
番号	成果	特別成果加算報酬の額	番号	成果	特別成果加算報酬の額
1	判決の罪となる	A 1人目の被害者との間で、左の ¥5,000	1	判決の罪となる	判決に摘示 判決に摘示された被 ¥5,000

	べき事実に摘示された被害に し、被害者等から減刑嘆願書を得た場合又は公判手続において被害者等から減刑嘆願証言を得た場合		<u>成果をあげたとき、右の額を加算</u>			べき事実に摘示された被害に し、被害者等から減刑嘆願書を得た場合	<u>された被害者が1人</u>	<u>害者1人につき、右の額を被害者の数で除</u>		
		B	<u>2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算</u>	<u>¥500</u>			<u>判決に摘示された被害者が2人</u>	<u>して得た額</u>	<u>¥6,000</u>	
							<u>判決に摘示された被害者が3人</u>		<u>¥7,000</u>	
							<u>判決に摘示された被害者が4人以上</u>		<u>¥8,000</u>	
2	判決の罪となるべき事実に摘示された被害に し、被害者等が被ったすべての損害の50%相当額以上について損害賠償をした場合	A	<u>1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算</u>	<u>¥10,000</u>		2	判決の罪となるべき事実に摘示された被害に し、被害者等が被ったすべての損害の50%相当額以上について損害賠償をした場合	<u>判決に摘示された被害者が1人</u>	<u>判決に摘示された被害者1人につき、右の額を被害者の数で除</u>	<u>¥10,000</u>
		B	<u>2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算</u>	<u>¥1,000</u>			<u>判決に摘示された被害者が2人</u>	<u>して得た額</u>	<u>¥12,000</u>	
							<u>判決に摘示された被害者が3人</u>		<u>¥14,000</u>	
							<u>判決に摘示された被害者が4人以</u>		<u>¥16,000</u>	

							判決に摘示 された被害 者が 4 人以 上		¥48,000
<p>※ 被害者1人について、番号1から4までに掲げる成果のうちの複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。</p> <p>※ 複数の被害者について、番号1から4までに掲げる複数の成果をあげたときは、<u>特別成果加算報酬の額の最も高いものを1人目の被害者としてA欄の特別成果加算報酬の額を加算し、2人目以降の被害者に係る成果はその番号に応じてB欄の特別成果加算報酬の額を順次加算する方法により、特別成果加算報酬の額を算定する。</u></p>					<p>※ 被害者1人について、番号1から4までに掲げる成果のうちの複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。</p> <p>※ 複数の被害者について、番号1から4までに掲げる複数の成果をあげたときは、<u>次の①から⑦までに定める方法により特別成果加算報酬の額を算定する。</u></p> <p>① <u>最も高い番号の成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。</u></p> <p>② <u>最も高い番号の成果を2番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。</u></p> <p>③ <u>最も高い番号の成果及び2番目に高い番号の成果を3番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。</u></p> <p>④ <u>最も高い番号の成果、2番目に高い番号の成果及び3番目に高い番号の成果を4番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。</u></p> <p>⑤ <u>判決に摘示されたすべての被害者について、最も低い番号の成果をあげた場合の特別成果加算報酬を算定する（判決に摘示された被害者の一部について番号1から4までに掲げる成果がないと</u></p>				

	<p>きは0円と算定する。)</p> <p>⑥ ①から⑤までの額を比べ、最も高い額を特別成果加算報酬の額とする。</p> <p>⑦ ただし、番号2から4までに掲げる成果が含まれる場合で、判決に摘示されたすべての被害に係る損害の50%相当分以上の損害の賠償をしたときは、⑥で算定される特別成果加算報酬の額と1万円とを比べ、高い方の額を特別成果加算報酬の額とする。</p>
--	--